

さいたま市告示第1866号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項により、次のとおり告示する。

令和7年12月22日

さいたま市長 清水勇人

1 位置指定道路の概要

(1) 道路の位置

従前地：さいたま市南区大字大谷口字向原1432番2

仮換地：さいたま都市計画事業大谷口・太田窪土地区画整理事業8街区16-3画地

(2) 指定の年月日 令和7年12月22日

(3) 指定の番号 第南25-017号

(4) 道路の幅員 4.00m

(5) 道路の延長 21.95m